

ファウルボールによる観客の負傷と球場の瑕疵及び球団の安全配慮義務

【文 献 種 別】 判決／札幌高等裁判所

【裁判年月日】 平成 28 年 5 月 20 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（ネ）第 157 号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 請求一部認容（確定）

【参 照 法 令】 民法 415 条・709 条・717 条 1 項、国家賠償法 2 条 1 項、消費者契約法 10 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25447978

事実の概要

平成 22 年、X は夫と 3 人の子とともに札幌ドーム（以下、本件球場）に会場し、1 塁側内野席で日本ハムファイターズ（以下、本件球団）の主催するプロ野球の試合を観戦した。座席は、選択可能な内野自由席の中から夫が選択していた。X は観戦中ファウルボールの直撃を受け、右目を失明した。打球は、若干の弧を描きつつ低い弾道で、横方向への動きもわずかに含んで飛来し、打撃後約 2 秒で X に衝突した（原判決の認定が引用されている）。

X は野球についてほとんど知識も関心もなく、ファウルボールの危険性もほとんど理解していなかった。このような X が本件試合を観戦することになったのは、本件球団が「新しい客層を積極的に開拓する営業戦略の下に、保護者の同伴を前提として本件試合に小学生を招待する企画を実施し」、子が観戦を希望したため、同企画に応じたからであった。

X は、打撃の瞬間は見えていたが、その後ボールを見ておらず、隣の席の二男の様子をうかがおうとわずかに顔を下に向け、視線を上げた時には打球がすぐ目の前に来ていた。この時、夫は長男とともに席を離れていた。

X は、本件球団（試合主催者）、札幌ドーム（本件球場管理運営者）、札幌市（本件球場所有者）に対し、失明による後遺障害等について損害賠償を請求した。原判決は全ての被告について X の請求を認容した¹⁾。これに対し、被告らが控訴した。

判決の要旨

本判決は、札幌ドームと札幌市の責任を否定し、本件球団の責任のみを認めた。本件球団の責任についても、球場の瑕疵ではなく、安全配慮義務違反による責任のみを認めた。

1 球場の設置・保存及び設置・管理の瑕疵（否定）

「プロ野球の球場の『瑕疵』の有無につき判断するためには、プロ野球の試合を観戦する際の上記危険〔ボールとの衝突のこと―筆者〕から観客の安全を確保すべき要請、観客に求められる注意の内容及び程度、プロ野球観戦にとっての本質的要素の一つである臨場感を確保するという要請、観客がどの程度の範囲の危険を引き受けているか等の諸要素を総合して検討することが必要であり、プロ野球の球場に設置された物的な安全設備については、それを補完するものとして実施されるべき他の安全対策と相まって、社会通念上相当な安全性が確保されているか否かを検討すべきである」。「本件当時、本件ドーム（特に本件座席付近）における上記内野フェンスは、……通常の観客を前提とした場合に、観客の安全性を確保するための相応の合理性を有しており、社会通念上プロ野球の球場が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえない」。

2 球団の安全配慮義務違反（肯定）

本件球団は、ファウルボールの危険性をほとんど

ど知らない者や子連れであるためにボールを注視し回避措置を講じることが事実上困難である者の参加を「暗黙の前提として本件企画を実施する以上、……少なくとも上記保護者らとの関係では、野球観戦契約に信義則上付随する安全配慮義務として、本件企画において上記危険性が相対的に低い座席のみを選択し得るようにするか、又は保護者らが本件ドームに入場するに際して、……危険があること及び相対的にその危険性が高い席と低い席があること等を具体的に告知して、当該保護者らがその危険を引き受けるか否か及び引き受ける範囲を選択する機会を実質的に保障するなど、招待した小学生及びその保護者らの安全により一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていたものと解するのが相当である」。本件球団が、「招待したXら家族の安全により一層配慮した安全対策を講じていたとは認められない」。

3 過失相殺（X側2割・本件球団8割）

「本件当時、Xは、野球に関する知識や関心がほとんどなく、ファウルボールに関する……具体的な危険性を十分認識していなかったことを考慮しても、本件事故の発生については、X側（Xの夫を含む。）にも過失があったものと認められる」。

4 野球観戦契約約款による免責（否定）

本件のような「免責条項〔主催者や球場管理者に帰責事由がある場合でも治療費等の直接損害に賠償範囲を限定する等一筆者〕による法的効果を主張するためには、観客であるXにおいて、当該条項を現実に了解しているか、仮に具体的な了解はないとしても、了解があったものと推定すべき具体的な状況があったことが必要であるところ、本件においてはかかる状況は認められない」。したがって、免責条項について合意は成立していない。

判例の解説

一 はじめに

プロ野球の球場観戦における観客の事故としては、本件以前に、ホームランボールの事例（ファイターズスタジアム）、ファウルボールの事例（宮城球場）、折れたバットの事例（甲子園球場）があ

る²⁾。原判決は、同種の事例で損害賠償を認めた初めての判決であった。本判決も損害賠償を認めたが、それは、通常の観客の注意義務を原判決よりも高く設定した上で、通常の観客とは異なるXの特殊な立場を考慮した判断であった。

二 球場の設置・保存及び設置・管理の瑕疵 （民法717条1項・国賠法2条1項）

球場の設置・保存及び設置・管理の瑕疵の評価においては、臨場感と安全性の調整が重視される。本件以前の裁判例は、通常の観客は飛来物に常時注意すべきとの前提の下で、飛来物の回避可能性を基準として臨場感と安全性を調整していたと考えられる³⁾。原判決は、ボールの危険性を知らない観客が相当数存在するとし、また、全打球を注視すべきとの要求は現実的でないとして、観客は常時ボールを注視する必要はないとした。先例と異なる立場といえる。

本判決は、通常の観客は「基本的に」ボールを注視し、回避措置を講じるべきである、子連れであるためにそれが困難な場合には席の選択を工夫する等の注意を払うべきである、とした。全ての観客が常時試合に集中し続けることは想定しがたい等のXの主張を退けていることからすると、本判決は、通常の観客は常時ボールを注視し、本件のような打球についても回避措置をとるべきである、と考えていると思われる。

本件判決の上記判断は、ボールの危険性に対する不知を原則として考慮しないとの判断に基づいている。すなわち、「プロ野球は、我が国において長年にわたり親しまれ、広く普及しているプロスポーツであって、その観戦は、テレビ等のメディアを通じたものも含め、国民的な娯楽の一つとなっているから」、ボールとの衝突という球場観戦の本質的・内在的危険は、「少なくとも自ら積極的にプロ野球の試合を観戦するために球場に行くことを考える観客にとっては、通常認識しているか又は容易に認識し得る性質の事項であると解され、観客は、相応の範囲で、プロ野球というプロスポーツの観戦に伴う上記の危険を引き受け」とされたとされた⁴⁾。ここには、プロ野球観戦の国民的娯楽としての普及度からすると、通常の観客はプロ野球に一定の関心と知識を持って来場して

いるはずであり、それゆえ球場での注意喚起等によって上記危険には容易に気付けるはずとの評価があると思われる。ファウルボールの危険は容易に認識可能とする先例はあったが（宮城球場事件判決）、通常の観客の属性を「自ら積極的に」と設定する点で、より丁寧な論理構成となっている。

本判決は、原判決よりも通常の観客の注意義務を高く設定した分、臨場感の確保により大きく配慮している。すなわち、施設面での安全性確保の程度は、通常の観客の希望と球場施設の現実の社会的受容状況（標準的形態）に従って判断されている⁵⁾。ただし、本判決は、本件打球は通常の観客にとっておよそ回避不可能なものとはいえないと判示しているから、打球が回避可能な範囲内でのみ、上記基準による臨場感の確保を認めていると考えられる。

三 主催者（本件球団）の安全配慮義務⁶⁾

本判決によれば、野球の知識・経験不足や年齢等により「危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し難い者」は、通常の観客から外れるため、球場の瑕疵の評価においては考慮されない。しかし、「危険性の具体的な告知や追加の安全対策等」が、当該球団と当該顧客の関係で個別に安全配慮義務違反の問題となり得るとされる。

本判決は、小学生招待企画に応募したXの立場に着目し、本件球団の安全配慮義務違反を認めた。本件球団は、球場で十分注意できない状態の保護者をそれと分かって招待したのだから、通常の観客が引き受けるべき危険を引き取ったといえる。本件球団がXに危険を戻すためには、Xによる自覚的な危険の引受けが必要である。本判決指摘の通り、チケット裏の記載では、X側が危険を実際に認識することすらできないから不十分である。

四 過失相殺⁷⁾

原判決と異なり、本判決は、ファウルボールの危険にXが気付けたであろう事情を指摘し、さらに、打撃の瞬間は見ていたのにボールから目を離れたことを指摘して、Xの過失を認めた。ここには、Xはファウルボールの危険性に気付くべきだったとの評価があると思われる。しかし、Xは

ボールの危険を知らない状態での来場を前提として招待されたのだから、ボールの危険性を見出す努力をしなかったことを以て、Xの過失とは評価できないと思われる。

判例は配偶者の過失を過失相殺で考慮しており⁸⁾、本判決も夫の過失を考慮している。相対的に危険性の高い席を選択したこと、席を離れたことを夫の過失と評価している。夫もXと同じ本件企画の招待客だから、ボールの危険性を知っていることが過失評価には必要となろう。

五 野球観戦契約約款における免責条項の効力

本件は裁判所が上記免責条項について判断を示した初めての事例である（原判決は消費者契約法10条により無効と判断）。

本判決は約款の置き場所等についても詳しく述べているが、より注目されるのはチケット裏の免責告知の記載に関する判断である。本判決は、約款は観戦マナーに関連して小さな文字で引用されていたに過ぎないと指摘し、合意の成立を否定した。チケット購入前にチケットを裏返して読む等特別の行動をとらなければ、観客は、契約成立前に、免責条項の内容どころか約款があること自体気付けないのが現状であろう。本判決は、観客が通常の行動で気付ける形での、免責条項の表示を求めたものと考えられる。これは、実質の開示を重視する約款論と共通の立場に立つ判断である⁹⁾。本判決の立場からは、他の条項（マナーやボール注意等）の取扱いが課題となろう¹⁰⁾。

六 本判決の妥当性と残された課題及びプロ野球に対する影響

本判決は、プロ野球の球場観戦について、①通常の観客は（注意喚起措置を前提として）常時ボールに注意し回避措置をとる義務があり、その義務を尽くして避けられる打球の範囲内では施設面で臨場感を優先してよい（なお、エキサイティングシートは通常の注意では回避できない打球が飛来するから、臨場感を優先する前提として事前の特別の危険告知や安全対策が必要とされよう）、②その上で、上記注意義務を果たせないXのような観客についても、個別事情に鑑み追加的な安全配慮が必要となる場合があると判断したといえる。この二段構

えの判断は妥当と考える¹¹⁾。ただ、通常の観客に上記注意義務を課することは妥当であるが、国民的娯楽性に基づいてボール衝突の重大な危険性を容易に認識できると評価できるかはなお検討が必要と思われる。また、本判決は本件打球を回避可能としたが、詳細な判示はなく、また、筆者はこの点につき科学的知識を欠くので、評価を留保したい¹²⁾。

本判決によれば、本件球場の内野フェンスの改修は不要である（なお、球場の瑕疵を認めた原判決によっても、危険性の告知方法を改善し観客に現状施設での危険を引き受けさせることで、施設の改修を避けることは可能である）。免責条項については現状を改め、少なくともチケット購入前の明示的な表示が必要となる¹³⁾。チケット裏に記載されたファウルボールの警告は、本判決にいう通常の観客に関する限り、現状のままでも球団に不利に働くわけではない。しかし、本件のように安全配慮義務違反が問題となる場合がある。観客がチケット購入前に危険性を具体的かつ明確に認識できるよう、告知の仕方を改めるべきである。最後に、本件のような招待企画については、本判決の指摘する特別の措置が必要となる。

●——注

- 1) 札幌地判平 27・3・26（最高裁判所裁判例情報：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/019/085019_hanrei.pdf（2016年9月1日閲覧））。同判決を高く評価する文献として諏訪伸夫「スポーツ観戦中の観客事故に関する考察」文化社会学研究 6 卷（2015年）21 頁以下があり（米国判例も検討されている）、日米野球文化から考察する文献として佐伯仁志「ファウルボール失明事件」法教 420 号（2005年）1 頁がある。
- 2) 千葉地判平 23・10・28（公刊物未登載、LEX/DB 文献番号 25473538）、仙台地判平 23・2・24（最高裁判所裁判例情報：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/125/081125_hanrei.pdf（2016年9月1日閲覧））・仙台高判平 23・10・14（公刊物未登載、LEX/DB 文献番号 25473536）（宮城球場）、神戸地尼崎支判平 26・1・30（公刊物未登載、LEX/DB 文献番号 25502982）。別種の観客の事故として、ロックコンサートでステージ前に観客が殺到し死亡事故が発生した事例がある（札幌地判昭 58・4・27 判タ 502 号 145 頁）。
- 3) 拙稿「観客席に飛来した折れたバットによる負傷と球場所有者・球団の損害賠償責任」新・判例解説 Watch（法セ増刊）16 号（2015年）64 頁、同「ファウルボールによ

て負傷した観客の損害賠償請求が認容された事例」新・判例解説 Watch（法セ増刊）17 号（2015年）98 頁。

- 4) 笠井教授はスポーツ施設の瑕疵の評価要素を体系的に論じ、予定されている利用者を取り上げている（笠井修「スポーツをめぐる不法行為」道垣内正人＝早川吉尚編『スポーツ法への招待』（ミネルヴァ書房、2011年）244 頁）。なお、本判決は危険の引受けを瑕疵の評価要素の一つとして用いている（同様の立場の文献として諏訪信夫「アメリカにおけるスポーツ観戦中の観客事故の法的責任に関する考察」スポーツ法研究 11 号（2010年）8 頁がある）。違法性阻却事由として論ずる文献として田山輝明『不法行為法〔補訂版〕』（青林書院、2001年）84 頁、後藤泰一「スキー事故と注意義務」信法 9 号（2007年）5～6 頁注 7、平中貫一「民事不法の阻却事由」山口 57 巻 5 号（2009年）200 頁、笠井・前掲「スポーツをめぐる不法行為」233～234 頁がある。
- 5) 本判決が引用する『屋外体育施設の建設指針』（日本体育施設協会）には、3メートル程度とした具体的な根拠は書かれていない。同指針は部会所属会社の技術者により作成されている（平成 11 年改訂版に記載）。初版（昭 59）以来、高さは変わっていない。
- 6) 大橋卓生「ファウルボール事故の法的責任」Sportsmedicine 116 号（2009年）43 頁。
- 7) 山田卓生『私事と自己決定』（日本評論社、1987年）187 頁、澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為〔第 3 版〕』（有斐閣、2001年）167 頁、平沼高明「17 土地工作物責任 (2)」篠田省二編『裁判実務大系 15 不法行為訴訟法 (1)』（青林書院、1991年）237 頁。
- 8) 最判昭 51・3・25 民集 30 巻 2 号 160 頁、判時 810 号 11 頁、判タ 336 号 220 頁。
- 9) 河上正二『約款規制の法理』（有斐閣、1988年）252 頁、同「約款による契約」法セ 739 号（2016年）85 頁、石原全『約款による契約論』（信山社、2006年）154 頁、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅱ』（商事法務、2009年）89～91 頁等。
- 10) 開示の程度を約款内容によって変える可能性を示す文献として河上・前掲注 9）、山本豊「約款」内田貴＝大村敦志『民法の争点』（有斐閣、2007年）220 頁がある。
- 11) 拙稿・前掲注 3）「ファウルボール」96～97 頁。
- 12) 先例としては、宮城球場事件仙台高裁判決が、同事件の打球について、仮にライナー性打球であったとしても重大事故は回避可能だったと判示している。
- 13) 内容や運用の見直しも必要となろう。本判決は保険による対応の必要性を示唆する。内容改定については拙稿・前掲注 3）「ファウルボール」98 頁参照。

福岡大学教授 畑中久彌